

ガイドライン改正案文 ご意見の対応状況について

No.	ページ 番号	該当箇所	ご意見・ご質問の内容	対応方針
第1章 総論				
1	1	1.1 はじめに 第3段落	「中小規模の下水道事業」の事例をふまえて、どのような配慮をすればよいか？考え方を第2章冒頭などに記載するのはいかがでしょうか？	ご意見として承ります。
2	3	図表1-1「法令/ガイドラインで参照する法令及びガイドライン等」最下部の「包括的民間委託等実施運営マニュアル（案）」部分	「包括的民間委託等実施運営マニュアル（案）」は現在改訂されていますので、①ガイドラインの名称は「包括的民間委託導入ガイドライン(令和2年 公益社団法人 日本下水道協会)」、②略称は「包括委託ガイドライン（下水道協会）」に修正をお願い致します。	修正しました。
3	8	図表 2 2 公募・事業準備フェーズの宮城県列	1年9ヶ月程度の期間を要したとの記載になっているが、他の事例より時間を要した原因は水道法の許可に要した時間が6ヶ月あったためであり、（水道法の許可に6ヶ月を要した）を追記してはどうか。	下記のとおり追記しました。 ※宮城県の公募・事業準備フェーズには、水道法上の許可の取得のため、事前打合せや審査に要した期間を含んでいる。
4	135	該当箇所が適正か難しいところですが「2.13.3 民間事業者のノウハウや創意工夫の発揮を促す記載方法」に関連する内容として考え、以下記載しております。 本ページ記載の後段で「なお、民間事業者のノウハウや創意工夫の発揮を促すにあたり、その保護にも留意が必要である。発注者の観点でも事業期間終了後において、業務安定性を考慮し導入技術等の継続的な利用を求めることが考えられるが、民間事業者の観点では過度な負担とならないような配慮が望まれる。（例：ライセンスの利用料や利用期限について、民間事業者は事業期間終了後も同条件を維持するための努力をすれば足りるとする。）」のような記載のご検討をお願いします。	先行案件におきましては、知的財産権を事業期間終了後も無償・無期限で利用することを原則とする規定が見受けられます。仮に運営権者の出資企業からライセンス供与とした場合におきましても無償・無期限の契約になることは税務上でも贈与等と認識されると考えられ、適切な期間と、ライセンス費用を支払うことが望ましいと想定されます。また、技術革新の進行は昨今では早くなっていることを踏まえた場合、無期限でのサービス提供は過度に民間事業者に負担となることも想定しております。事業体様のご意向と民間事業者側の利益バランスを考慮するように、左記のような文章の明示をお願い致します。	ご意見として承ります。 次回改正時の論点として取り上げることを検討いたします。
第2章 コンセッション方式の事業実施に関する解説				
1	6	2.1.1 ステップの全体像 第2段落 ・・・検討準備フェーズ（2.1.3）においてマーケットサウンディングや公共側デューデリジェンスを実施し、スキームの検討を行う。	①_図表2-1に示される手順では、「事業の発案段階」にて「現状整理・課題の抽出」を経て、「民間提案の公募」や「手法の選定」が行われることとされています。このとき、特にEPCについては工種ごとの事業規模や年次見込み等がなければ、具体的な判断は難しいものとなります。よって実際の運用では、既存のストマネ計画や改築計画等を整理して事業の将来見込みがとりまとめられ、手法・スキーム検討や初期のサウンディングにも活用されているものと認識しています。 ②_一方、公募にあたって提示する公共側DDは、「公募準備」段階ごろに再度実施されるストマネ計画（5年ごとに見直される）にて、発注を前提とした資料の整備がなされるのが実態ではないでしょうか？ ◆公共側DDを「①簡易なもの」「②発注用」の2段階の記載としていただくか、初期の検討においても簡易的に把握すべきことをどこかに記載いただいたほうが、プロセスの実態をスムーズに表現できるのではないかと思います。	第4回検討会ご意見対応として 2.1.3本文に、「早期からより多くの情報を開示することで、管理者は民間事業者から具体的な意見を聴取することができ、また民間事業者も前もって当該事業への参画可否を検討することができる。」 図表2-4に、「（※）複数回のサウンディングを行う場合、初回のサウンディングで管理者が既に保有している情報（ストックマネジメント情報など）を積極的に開示することが望ましい。」 旨記載しております。
2	7	図表 2-1	図中に検討期間の目安が記載されており、「公募」が1年程度とされています。公共側DD（コンセッションの発注を前提とした詳細版）の提示時期にもよりますが、事業の規模（検討規模）によっては、期間が短かすぎるように感じられます。	あくまで目安であることと、先行事例でも概ね1年程度ですので、不適當ではないと判断いたします。
3	9	2.1.2 検討準備フェーズ以前	コンセッションの実現に向けた検討を行うかどうかを決定する重要なフェーズであり、今後の検討予算を確保する根拠ともなるため、キーとなるプロセスにもう少し解説があったほうが良いと思います。 ◆重要なフェーズであることを表現するため、名称を「コンセッションの採否判断」のような表現に変更してはどうか？ ◆図表2-2に記載のある「民間提案公募」や「事業性確認」について、説明を加えては？	当該フェーズの詳細は、「手法選択ガイドライン（国土交通省）」を令和4年度に改訂し解説する予定です。
4	9	2.1.2 検討準備フェーズ以前	◆「2.1.1への意見」と同様の趣旨で、解説文末尾などに、「なお、更新工事等については工種別の事業規模や施工時期等を概略把握できるように、ストマネ計画や改築計画等の既存資料をもとに簡易な公共側DDを実施し、民間提案の公募やサウンディングに供することが必要である（も有効である）。」などと記載できないでしょうか？	図表2-4に、「（※）複数回のサウンディングを行う場合、初回のサウンディングで管理者が既に保有している情報（ストックマネジメント情報など）を積極的に開示することが望ましい。」 旨記載しております。

ガイドライン改正案文 ご意見の対応状況について

No.	ページ 番号	該当箇所	ご意見・ご質問の内容	対応方針
5	9	図表 2-3手法選択フェーズにおける検討のステップの詳細	必要な情報の列に、概要情報として事業性評価のために必要な情報が例示されております。例示されている情報は、ある特定の時点の情報としてとらえられ、時系列的な事業性評価も必要とする民間事業者側のニーズと少し乖離しているように誤解される恐れがあるかと思えます。もう少し踏み込んだ情報の開示について表記いただけないでしょうか	当該フェーズの詳細は、「手法選択ガイドライン（国土交通省）」を令和4年度に改訂し解説する予定です。
6	10	2.1.3検討準備フェーズ 2段落目	その際、マーケットサウンディングを複数回実施するときは、初回のサウンディングから管理者が既に保有している情報（財務情報・ストックマネジメント情報など）を積極的に民間事業者に開示することが 重要である 。この際、現時点で包括民間委託等のPPPを実施している場合は、公平性の観点からも、当該民間企業より 最大限の情報を収集し開示する必要がある 。早期からより多くの情報を開示することで、管理者は民間事業者から具体的な意見を聴取することができ、また民間事業者も前もって当該事業への参画可否を検討することができる。 ※上記趣旨に基づき図中に必要な追記をお願いします	修正しました。
7	10	2.1.3 検討準備フェーズ 第2段落	マーケットサウンディング時に、管理者が既に保有している情報（財務情報・ストックマネジメント情報など）の開示について記述がありますが、これらの情報開示の時期は、事業発案時の民間提案公募等が円滑に行われるために早期に開示すべきではないでしょうか。	図表2-4に、「（※）複数回のサウンディングを行う場合、初回のサウンディングで管理者が既に保有している情報（ストックマネジメント情報など）を積極的に開示することが望ましい。」旨記載しております。
8	11	図表 2-4 検討準備フェーズにおける検討のステップの詳細	管理者が既に保有している情報（アセットマネジメント情報など）とありますが、P10第2段落の本分と整合を図ってはいかがでしょうか。	修正しました。
9	11～16	図2-4～図2-7	図2-3で示されているような凡例があった方が分かりやすいと思えます。	ご意見として承ります。
10	12	2.1.4 公募準備フェーズ 第1段落 ・・・コンセッション事業を実施するかどうかの決定を行う。	「公募準備フェーズ」の位置づけに「コンセッション事業を実施するかどうかの決定」が入っていますが、事務レベルでは前段のフェーズで調整が済んでいるものと思われ。団体レベルでの条例制定等の手続きを想定し「実施するかどうかの決定」との表現がなされているものと思われ。公募資料の作成まで終了後、実施しない決定をするケースは稀だと思えますので、記載表現をソフトにしたほうが良いと思われ。◆「条例制定や実施方針の策定・公表を経て、地公体としてコンセッションの実施姿勢を明確化し、公募資料の作成を行う。」のような表現はどうか？	実施方針策定のための議決や特定事業の選定の手順を踏まえるため、記載の表現としています。
11	12	2.1.4 公募準備フェーズ	公募初期での情報提供を可能とするため、公共側DD（コンセッション発注を前提とした詳細版）は、このフェーズで調整されるものと考えます。特に更新工事等については、ストマネ計画や改築計画等の既存資料を活用して、民側がDDを行うのに必要となる情報を過不足なく準備しておく必要があるため、その旨記載をお願いします。	詳細については、各論で記載しております。
12	16	2.1.6 事業遂行フェーズ 第2段落	「既に述べたとおり、このフェーズで具体的に行われる内容は公募準備フェーズで前もって検討されて募集要項等に反映されている。」とありますが、公募手続きや契約交渉にて生ずる条件変更や、事業準備段階で想定できなかったリスク事象等について、管理者、運営権者ともに誠意を持って対処していくべきニュアンスを感じられるように表現変更をお願いできないでしょうか？	ご意見として承ります。
13	17	2.1.7 各フェーズで要する期間の目安	P8に追加された「期間の事例」のほか、民間事業者の意見等を考慮すべきことも含んだ記載としていただけないでしょうか？（「期間の事例」のみでは、期間が不十分だった場合に修正されないリスクがある。）	「マーケットサウンディングで管理者が民間事業者から聞き取ることも考えられる。」と記載しております。
14	19	2.3.1 (1)必要性 箱書き 4 行目	コンセッションの対象は更新工事ばかりではないため、表現を修正たほうが良いと思われ。	修正しました。

ガイドライン改正案文 ご意見の対応状況について

No.	ページ 番号	該当箇所	ご意見・ご質問の内容	対応方針
15	19	2.3.1 (1)必要性 第1段落 2行目、4行目	「対象となる施設等についての正確な情報について、民間事業者に対して開示すべきである。」「公募プロセスのできるだけ早い段階で開示することが望ましい。」ことが説明されておりますが、実態は必ずしもこのとおりではないと考えます。 開示が遅れると応募者が具体的な検討に着手する時期も遅れますので、「民間が合理的に求める情報は開示すべき」「早い段階で開示することが強く望まれる」など、より強い表現で、可能であれば箱書きにも明示していただければと思います。	ご意見として承ります。
16	19	2.3.1 (1)必要性 第3段落	公共側DDの実施時期が、実施方針策定前となっておりますが、図表 2-1 コンセッション方式の活用にあたってのステップ全体像中に明示するなど、具体的な時期を示していただけませんか。	図表2-1に記載がある「事業情報の整備」がこれにあたります。
17	19	2.3.1 (1)必要性 第3段落	公共側DDと、P10にある「マーケットサウンディング時に、管理者が既に保有している情報（財務情報・ストックマネジメント情報など）」との関係性についての補足説明も追記いただけませんか。	ご意見として承ります。
18	19	2.3.1 (1)必要性 第4段落 3行目	「・・・の整備（資産等の情報整備）にある。」について、維持管理情報に関する記述も追記していただければと思います。	「等」に包含している考えです。図表2-8では追記しました。
19	20	2.3.1 (1)必要性 図表2-8	表中の「資産」の「それぞれの目的」欄について、対象となる資料例に「ストマネ計画、改築計画、維持管理情報等」と加えたほうが、具体的なイメージがわかります。追記をお願いします。	修正しました。
20	20	2.3.1 (1)必要性 第2段落 1行目	「特に、管路施設の・・・」以降に記載している内容は、下水道施設全般に共通していえることであり、第1段落の趣旨と被っているため、整理が必要ではないでしょうか。そのうえで、管路施設の特性は、第3段落にまとめてはどうでしょうか？	修正しました。
21	20	2.3.1 (1)必要性 第3段落	現文案では、「・・・全線調査は現実的でない」とされ「公共側DDの目的を達成するために・・・」とあります。可能な場合は全線の情報提供を行うべきこと、また「公共側DDの目的達成」の解釈が難しいことから、「DDを通じて適切な更新計画を策定する必要がある」ことを理想として示しつつも、「すべての管路の状態を把握することが困難な場合は、リスク分担で民側の負担を軽減するなどの次善策を講ずる」といった書き方のほうが良いと思います。	リスク分担の項目で記載しております。
22	21	2.3.1 (1)必要性 図表2-9 最上欄	「法非適用企業では資産等の全体像を把握することが困難」と記載があり、「固定資産情報」と「公共側DDで示すべき情報」を同一のものと捉えているように見受けられます。しかし現実的には、固定資産情報は整備されていなくとも図表の右側に併記されている「改築更新・修繕履歴情報」等が十分整理されていれば、公共側DDとしては役割を果たせます。最上欄の見出し「固定資産情報が不十分」の記載趣旨についても検討が必要と思われます。	ご意見として承ります。
23	22	(2)事業情報（インフォメーションパッケージ）の取扱い ①インフォメーションパッケージの作成 の最終段落	コンセッションに関する情報を整備する上で、「公営企業会計に倣った形で情報整備を行うことが望ましい」という記載になっていますが、令和5年度までに中小規模自治体も含めて法適用が求められ、法適用が社会資本整備交付金の交付要件になっていることを踏まえると、公営企業会計の適用は当然のこと、という書きぶりにしたほうが良いと思います。	令和4年3月時点での記載としております。
24	22-23	全体	前項で定義されている「公共側DD」の説明がみられず、IPとの関係が不明なため、解説を加えたほうが良いのではないのでしょうか。	2.3.1 (1) に記載しています
25	23	図表2-10	DXに関連し、データベースの整備状況なども必要ではないのでしょうか。	ご意見として承ります。

ガイドライン改正案文 ご意見の対応状況について

No.	ページ 番号	該当箇所	ご意見・ご質問の内容	対応方針
26	23	インフォメーションパッケージへの記載が想定される項目	第4回検討委員会意見対応整理表No.3への対応結果を2.1.3に記載いただいておりますが、既存の財務情報とストマネ情報、維持管理情報で、P.23のインフォバックのどのあたりまでカバーでき、どのあたりがカバーできないかを例示いただくことはできないでしょうか。私見ながら、地方公営企業法適用事業の場合、相当部分がカバーされ、不足するとすると施設の健全度判定や写真などが情報として不足する位ではないかと思えます。DDで必要なのは、施設の健全度などのように①不足した情報を新たに取得することと②管理者内に散在している情報を収集し、整理すること、電子化することの①②ではないかと思料します。多くの下水道管理者が、DDとインフォバックの作成に膨大なコスト（外注費含む）を予想し、コンセッションの検討に二の足を踏む現状があると思えます。そのあたりについて、もう少し整理していただけると理解が進むのではないのでしょうか。	ご意見として承ります。 次回改正時の論点として取り上げることを検討いたします。
27	37	2.5.2特定事業の客観的な評価及び公表 (1)	(1) 一般的なVFM算定の考え方及び開示について VFMの算定（PSCとPFI事業のLCCの比較）にあたって用いる割引率は、リスクフリーレートを用いることが適当であり、例えば、長期国債利回りの過去の平均や長期見通し等を用いる方法がある、と示されている。なお、この他に起債条件等を参照することが想定される。 （段落替え）また、VFMの算定にあたっては、その考え方や前提条件を公募に際して民間事業者の開示することが望ましい。これにより、民間事業者の負担軽減と作成する収支計画の精度を高めることが可能になると考えられる。	修正しました。
28	46	競争的対話を行うことにより、手間の増大と選定プロセスの長期化というデメリットは想定されるものの、管理者の意図の明確化、契約内容や要求水準などの明確化・ <u>適正化</u> 、	「適正化」ではなく内閣府ガイドラインの「調整」等の表現にした方がよいと思えます。"初案が不適正だった"という解釈が成り立つのはあまりよくないと思えます。	修正しました。
29	46	特に、「事業規模が大きく、対話手続きに要する時間・コストの負担が相対的に小さい事業」「運営の比重が高く、かつ運営内容を規定するために民間事業者の知見が重要となる事業」「複合施設、意匠性の高い建物等、管理者の意図を明確に伝えることが困難と考えられる事業」において競争的対話は有益であると考えられる。	「」内の例は内閣府等のガイドラインの引用だと推測しますが、どのようなケースが対象となるのか分かりにくいです。1鍵括弧は抽象的で分かりにくく、2鍵括弧はほぼすべての下水道コンセッションで該当し、3鍵括弧は希少事例だと感じました。下水道事業で実際に想定されるような例示をした方が分かりやすいと思えます。	ご指摘を踏まえ、3鍵括弧を修正しました。
30	50	2.7.3 多段階選抜の活用 本文末尾	「運営事業開始後に業務を発注することは、認められている。」の記載について、公共入札等において積極的に認められるものではないと思えますので、前文の「・・・原則認めないとされている。」までの記載にしてはいかがでしょうか？（「原則」に意味合いを込める）	修正しました。
31	57、72	2.9.1 事業スキームの検討 箱書き、図表2-19 2.10.2 運営権者の業務範囲	三浦市の事例等では、新設工事（増築的なもの）もコンセッションの事業範囲に含まれています。更新工事に加えて、土木施設の増築的な取り組みも事業範囲に含むことができる点を表現せずとも良いでしょうか？（ガイドライン全般に係る事項ですが）（実現事例ではないため次回反映かもしれませんが）	ご意見として承ります。
32	63	2.9.3 流域下水道を対象とする事業	流域関連公共下水道を対象とする事業の留意点（例えば下水道使用料/下水道利用料金と流域下水道に支払う負担金との関係）について追記してはいかがでしょうか。（市町村の負担金につき、運営権者が利用料金として直接収受することになるとされていますが、負担金を利用料金と位置づけるための手続きなど。）	ご意見として承ります。
33	65	2.9.5下水道とその他インフラとの連携・広域化 (2) 広域化	広域化の関連の記述について、地方自治法上の委託をした場合の措置について追記してはどうでしょうか？	先行事例： 須崎市の事業における他市町村業務の受託を掲載しております。
34	71	<u>(1) 管理者の最終責任</u> 最後の段落：なお、会計検査・・・ 文書記述の一部加筆	なお、会計検査については、国庫補助金の交付申請者である管理者が、責任をもって受検する必要があると考えられる。地方自治法第234条の2では、契約の適正な履行の確保や給付の完了確認のため必要な監督又は検査をしなければならないと規定されており、特に交付対象の業務や工事については、「監督」又は「検査」の実施が必要である。【契約に関するガイドライン－PFI事業契約における留意事項について－（内閣府）】「2-3-1 現場立会い」「2-3-2 完工検査」参照	運営権者が発注する工事は民間発注となり、地方自治法の適用は受けません。

ガイドライン改正案文 ご意見の対応状況について

No.	ページ 番号	該当箇所	ご意見・ご質問の内容	対応方針
35	72	2.10.2 運営権者の業務範囲 最終行	業務内容（企画調整・維持管理）とありますが、「更新工事等」が抜けています。	修正しました。 併せて、図表2-29も修正しています。
36	76	先行事例 下から3行の段落	「宮城県においても運営権者の業務範囲について、管渠のほか、土木・建築構造部を除外しているため。」前後のつながりもあるかと思しますので、可能であれば追記をお願いいたします。	修正しました。
37	76	2.10.2 運営権者の業務範囲 先行事例	業務範囲として更新工事等、維持管理、企画調整のいずれが業務対象とされているかの記載が欲しいです。	ご意見として承ります。
38	79	2.11.1 財源構成 本文2段落目	・・・国庫補助金、下水道利用料金、一般会計繰出金に相当する公共支出・・・と記載がありますが、文章表現上、公共支出に該当する国庫補助金と一般会計繰出金に挟まれている「下水道利用料金」も公共支出であるように読み取れるので、変更が必要。	修正しました。
39	81	2.11.2 下水道使用料/下水道利用料金及び一般会計繰出金の配分	下水道使用料と下水道利用料金を包括する概念の用語があったほうが、文章としてわかりやすい。（前回のマニュアルでは、下水道使用料（広義）、同（狭義）と表現されていた？） 「（2）運営権者が〇〇の全額を下水道利用料金として収受する方法」のような表現	ご意見として承ります。
40	81	2.11.2 下水道使用料/下水道利用料金及び一般会計繰出金の配分 本文1行目	「下水道使用料/下水道利用料金、一般会計繰出金ともに、管理者及び運営権者の双方に配分することが考えられる。」とあるが、一般会計繰出金は下水道会計に繰出されるものであり、運営権者は下水道会計より「サービス対価」等の名称で受け取るのではないのでしょうか？	修正しました。
41	88	2.11.3.(1)② 下水道利用料金の改定の基本的な考え方	「なお、運営権者は収受する下水道利用料金の強制徴収ができず、民事上の債権手続きにより債権回収する必要があることに留意が必要である（3.12.3 (3)参照）。」 とあるが、参照先の3.12.3 (3)は、2.11.3.(3)の誤りか。	料金改定の考えではないので、当該箇所は削除しました。
42	88	2.11.3.(1)② 下水道利用料金の改定の基本的な考え方	運営権者が料金滞納リスクを負担する根拠について、見解を示す必要はないか。料金回収について、管理者と運営者がリスク分担する可能性、または管理者が運営者に代わって担当する可能性を示唆することは難しいか。	料金改定の考えではないので、当該箇所は削除しました。 料金滞納に関する詳細は、2.11.3 (3)に記載されています。 債権者が異なるので、管理者が負担することや代行することは難しいと考えます。
43	88	2.11.3 (1) ③物価変動等への対応 第2段落	急激な物価変動等への対応として、下水道利用料金改定に関する発動要件等を予め実施契約上規定するとの説明があります。 「下水道利用料金改定に関する発動要件等を予め実施契約上規定する」場合の他の要因について、例えば、法令等の変更、人口や水量の変動等についても、本ガイドライン中に例示いただくことは可能でしょうか。	2.12.1で負担関係について記載しております。
44	105	図表 2 45 表中「運営権の譲渡時点において」	「運営権の <u>設定</u> 時点において」の方がより適切かと思います。	引用箇所のため、記載のとおりといたします。
45	106	図表2-46中、管理者における会計処理のうちP/L部分	法令（地方公営企業法施行規則第21条の3）の規定等を踏まえ、別添のとおり記述を変更してはいかがでしょうか。	修正しました。

ガイドライン改正案文 ご意見の対応状況について

No.	ページ 番号	該当箇所	ご意見・ご質問の内容	対応方針
46	106,196	2.11.5.(3) 会計処理および2.19.1 事業終了時における更新投資負担金の取扱	更新投資の会計処理について、106頁の「更新投資」と196頁の「更新投資負担金」との関係をもう少し補足する必要はないか。（たとえば、負担金を更新投資実施時に支払う場合の会計処理をどこかで簡単に触れておく必要はないか）	実例がなく、統一的な見解が固まっていないことから記載を見送りました。
47	106,196	2.11.5.(3) 会計処理および2.19.1 事業終了時における更新投資負担金の取扱	それとの関係で、残存契約期間<経済的耐用年数の場合について、図表4-23および106頁に会計処理が示されているが、新たな運営権者が管理者に運営権対価として支払う場合、または管理者が下水道使用料から徴収する場合には、106頁あるような会計処理とは異なる状況もでてくるかと思われるが、106頁または196頁にその旨を但し書きする必要はないか。	ご指摘のとおり、負担方法の違いによってこの例の通りとならないことがあると想定します。そのため、p.103の本文において、「管理者にて事業の特性を踏まえて適切な会計方針を定める必要がある。適正な会計処理の確保に向け、詳細について確認が必要な場合は、適宜、総務省（公営企業課）まで相談することも考えられる。」と記載させていただいております。p.106は総務省の抜粋のみを紹介するものであり、正確性を期すために原文の通りといたします。
48	106,196	2.11.5.(3) 会計処理および2.19.1 事業終了時における更新投資負担金の取扱	③197頁には、更新投資負担金を管理者が下水道使用料から徴収する場合もありとあるが、この場合の下水道使用料とは広義で使用されているのか。更新投資は運営権者が下水道利用料から回収するのが基本だとすると、そもそも下水道使用料とはなにかという疑問にたどりつくように感じる。 (個人的には、収益費用対応の観点および積極的な更新投資の観点から、更新投資負担金は事業終了後の残存耐用年数における利用料金から徴収すべきであり、新たな運営権者が運営権対価として更新投資負担金についても支払うべき性格のものではないかと考える。)	誤解をよぶ記載であったことと記載の必要性を改めて判断し、当該箇所は削除しました。
49	107-108	2.11.5 管理者（公営企業会計適用）および運営権者の会計処理について	総務省「会計基準の見直しに関するQ&A」引用文中記載の「別紙7」 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000696996.pdf)も併せて引用表示されていると判り易いと思われれます。	修正しました。
50	112	2.12 リスク分担 2.12.1リスク分担の考え方	2.16 災害時等発生時及び緊急時 2.16.1では災害等不可抗力発生時・・・と「不可抗力発生時」という表現が用いられています。リスク分担に関する個所でも同様に「災害等不可抗力発生時」とするほうが良いと思いません。	ご意見として承ります。
51	112	(1)リスク分担の基本的な考え方の8行目	「包括委託マニュアル（下水道協会）」と記載している部分がありますので、3ページ目の略称の変更に合わせて、「包括委託ガイドライン（下水道協会）」に修正をお願い致します。（参照しているリスク分担表は、改訂後の包括委託ガイドラインにも記載されています。）	修正しました。
52	113-114	②管路施設等に特有のリスク	過去の事例から見れば、事業開始当初から一定期間での（運営権者による）調査をもって瑕疵担保責任が運営権者側に移転？される建付けとなっている契約も考えられますが、同期間での十分な調査費用が資産DDとしてシミュレートされているかに疑問があります。この辺りは、管理者への注意喚起を図ってはどうか。	ご意見として承ります。
53	114	図表2-49 管路施設に特有のリスクの例とリスク分担の一例について	「健全度調査をしており情報を公募手続きで提供した場合」には、「地中状況、管路状態が予測と異なっていた」としても、管路更新等の増加費用は運営権者が負担するものと読み取れる。増加費用が発生するかどうかは、「健全度調査」に限らずより多くの情報により判断されるものであり、この辺に誤解が生じないようにしてほしい。 また、事業終了時に「事業開始時の状態を維持していれば運営権者は責任を負わない」とありますが、経年劣化事象についても同様でしょうか（20年等の長期契約時における「事業開始時の状態」の定義を示していただけないでしょうか。また、経年劣化をどのように考慮されるのでしょうか）。これも含めた場合、健全な状態となるまで運営権者が負うこととなる責任が際限なく広がってしまう可能性があるため、事業開始直後の場合と同様に、期間を設けるなど責任範囲を限定していただくほうが現実的と思われる。	健全度調査結果の他、土質条件等も開示することを示しており、運営権者はそれら情報から自らが予測を立てるものと考えます。また、経年劣化は運営権者の責任で対応するものと考えます。

ガイドライン改正案文 ご意見の対応状況について

No.	ページ 番号	該当箇所	ご意見・ご質問の内容	対応方針
54	114	完全に 運営権者の責によらない外的要因に対するリスク分担について	「完全に運営権者の責によらない外的要因にも運営権者に負担を求める」といった表現がされており、須崎市の契約事例が参照されています。須崎市の契約例は、一定額までの修繕に限り利用料金を充当すること（→コンセッションの場合、「運営権者負担」の表現となる）を指しており、一定額を超える修繕については市が費用負担することとされています（いわゆるL2.5）。管路施設については、現象発生の原因（者）別にリスク分担を行うことは困難なため、業務の金額規模により、リスク区分を行っているものとみることができます（包括委託と同様）。冒頭の表現「……」で誤解を生む可能性があるため、解説が必要かもしれません。	ご意見として承ります。
55	117	(4)リスク分担の参考例	リスク分担の効力は契約書で規定されるものであり、その意味からすると、参考例として示されている図表2-50は、リスク分担そのものを示しているものとはなりません。リスク分担表をリスク分担の定義と勘違いされるケースもあるため、可能であれば、その旨補記いただければと思います。	参考であるとや個別に検討が必要なことを、本文及び図表2-50に記載しております。
56	134	図表2-54中段に記載の【柏市】について	柏市における業務指標の設定について、市全域での事象(過年度)を数値化したものであり、ごく一部の維持管理業務により減少させる運動性が乏しく、適正な指標となっていないと感じております。包括的民間委託の事例であり、先行事例としては削除したほうが良いと考えます。	ご意見として承ります。
57	135	2.13.3 民間事業者のノウハウや創意工夫の発揮を促す方法	須崎市の要求水準書は、必達目標を除き、多くの部位について要求水準を提案者が自ら提案し、事業の企画を行う手法を採用しています。事例として掲載してはどうでしょうか？	参考資料として、公募資料を添付する予定です。
58	135	例えば、管路施設については、…… 文書記述の一部を修正	例えば、管路施設については、性能発注とすることで民間事業者の創意工夫の発揮を促すことが期待されるものの、管路施設の現状に関する情報について把握が進んでいない場合等には、仕様規定による発注することが考えられる。	当該箇所は、削除しました。
59	136	2.13.3 (2) 性能規定 箱書き3行目	「性能発注とは、…運営権者の技術力やノウハウを引き出す方式である」ことが説明されておりますが、この結果として、VFMが得られることを追記しては、と考えます。	ご意見として承ります。
60	136	ただし、管路施設については、…… 文書記述の一部を修正	ただし、管路施設については、性能発注とすることで民間事業者の創意工夫の発揮を促すことが期待されるものの、管路施設の現状に関する情報について把握が進んでいない場合等には、仕様規定による発注することが考えられる。	修正しました。
61	138	2.13.4 管路施設に係る要求水準の考え方 第2段落	「運営権設定対象施設を <u>管路施設（下水道本管や取付管等）</u> ……運営権者が <u>本管</u> の点検・調査を行い……」とあります。点検・調査を行う対象が本管のみとなっているため、「本管」を「管路施設」に変更してはどうでしょうか。	修正しました。
62	140	先行事例：管路の…… 文書記述の一部を修正	参考事例：管路の……	平仄をとるため、記載のとおりといたします。
63	141	2.14.1 民間事業者選定方法	品格法に基づく多様な契約手法についてふれたうえで、公募型プロポーザルとする理由について解説する必要があるのではないのでしょうか？	ご意見として承ります。
64	142	2.14.2 選定における有識者の活用 第3段落	「……条例に基づく設置と条例に基づかない設置があり、どちらの方法でも可能」とありますが、条例に基づかない場合の留意事項（委員会の性格、権限範囲等）について記載したほうが良いのではないのでしょうか。	修正しました。
65	143	図表2-59 列：宮城県 行：委員の専門性	コンセッションの対象範囲が上工下水となっており、臨時委員の専門分野については、修正内容案のとおりとなっているため。 臨時委員：学識者（下水道技術）→下水道分野 臨時委員：学識者（下水道技術）→上下水道分野 臨時委員：学識者（下水道技術）→水道分野 参考 https://www.pref.miyagi.jp/site/gyoukaku/pfi-iinkai.html	修正しました。

ガイドライン改正案文 ご意見の対応状況について

No.	ページ 番号	該当箇所	ご意見・ご質問の内容	対応方針
66	144	2.14.3 参加に関する条件 (1) 応募者の条件およびコンソーシアム組成に関する条件 箱下の第2段落	「・・・応募者の構成、資本金または資本構成・・・参考となる」としてありますが、なぜ参考となるのか、理由が欲しいです。(応募者の構成、資本金・資本構成を規定する際の考え方、あるいは規定した理由) 対照として、中小規模下水道の須崎市の考え方と比較していただけると、今後の普及に役立つと思います。	考え方を示し、参考事例を参考とする記載を削除しました。
67	144	2.14.3 参加に関する条件 (1) 応募者の条件およびコンソーシアム組成に関する条件 箱下の第3段落 末尾	「運営事業開始後に別のコンソーシアム構成員へ業務を発注することは、認められている。」の記載について、公共入札等において積極的に認められるものではないと思いますので、前文の「・・・原則認めないとされている。」までの記載にしてはいかがでしょうか？(「原則」に意味合いを込める)	修正しました。
68	144	委員会の設置根拠は、条例に基づく設置と条例に基づかない(要綱等による)設置があり、 <u>どちらの方法でも可能である。</u>	「条例に基づく設置」は自治法§138の4-3の附属機関ですが、「条例に基づかない設置」はいわゆる「私的諮問機関」と解されます。私的諮問機関の設置を不可能とする法規はないようですが、当然に望ましいやり方ではなく、「どちらも可能である」と言い切ることに国策定ガイドラインとしていささか違和感を感じます。念のためご確認お願いします。	修正しました。
69	145	図表2-60 列：宮城県，行：参加資格要件	日本法人であることを追記してはどうか。	修正しました。
70	146	2.14.3 参加に関する条件 (2) 実績要件	地方自治法施行令第167条の5、第167条の5の2に定める実績要件や地域要件などの入札参加者の資格要件設定の考え方を踏まえたうえで、コンセッション特有の考え方を提示する必要があるのでは？	ご意見として承ります。
71	147	図表2-61 列：宮城県，行：維持管理実績	その他、上水の実績を記載してはどうか。	下水道のガイドラインなので、 脚注で水道の実績要件もあることを追記しました。
72	148	2.14.4 民間事業者審査項目 (1) 得点配分の考え方	一般的な得点配分や加算方式、除算方式の話ではなく、コンセッション事業で求められる金銭(価格)面と技術面の評価の考え方を提示する必要があるのでは？	ご意見として承ります。
73	149	先行事例 下から4行目	下水道事業に係る改築費用の得点を入れた方がわかりやすいのではないかと。 例：下水道事業に係る改築費用を得点化(5点)する項目がある。	プロポーザル方式では、価格評価を行わないことが前提のため記載を見送ります。
74	151	公募プロポーザルにおいて、技術面および金銭面等の提案内容に基づいて審査が行われるが、	公募型プロポーザル方式が自治法施行令第167の2-1(2)のいわゆる“競争不適”理由に基づき随意契約へ至る過程であることを考えると、公募型プロポーザル方式で価格評価をすることが不適切であるとする考え方があります。H28年度の下水道コンセッション事業者選定後、本市においてもプロポーザル方式ガイドラインが改められ「プロポーザル方式における価格競争は不可」と明確に規定されました。後段記述「合計点数の一部を金銭面の得点とする方式」のように、価格要素を直接的に評価しなければ価格評価ではないと解釈する考えもあるようですが、「合計点数の一部を金銭面の得点とする方式」は明らかに「価格評価」と解釈されると思われます。 この点、自治法上の諸解釈に照らして、表記についてご確認いただくことをお勧めします。	「 公募プロポーザルにおいて、・・・ 」を「 民間事業者選定において、・・・ 」と修正しました。
75	152	2.14.4 民間事業者審査項目 (3) 技術面の評価(各業務の技術提案内容) 第1段落末尾	様式について、どのように定めるのか、考え方や具体例を提示する必要があるのでは？ 一般のPPP/PFIと異なるコンセッション特有の評価項目・内容を例示し、評価の視点やなぜそれを評価するのかなどの説明がほしいです。	ご意見として承ります。
76	160	先行事例：千葉県柏市における・・・ 文書記述の一部を修正	参考事例：千葉県柏市における・・・	平仄をとるため、記載のとおりといたします。
77	163	2.15.2 モニタリング体制 (3) 外部機関によるモニタリング ②中立的な立場から行う外部機関によるモニタリング	費用負担、人選等の面で、中立性・透明性をより重視した表現となるようにしてほしい。例えば3文目について「モニタリング機関の中立性・透明性を高めるため、学識経験者等の人選や費用負担については管理者及び運営権者の双方が対等の立場で担当できるように十分な配慮が必要である。」のように記載できないでしょうか？	同様の記載をしております。
78	168	図表2-77 管路施設を対象とした場合のモニタリングの例	図表中の「インプット指標、アウト・・・」についてイメージしにくいいため、本文中に解説があったほうがわかりやすいのではないのでしょうか。	図表の中で解説しております。

ガイドライン改正案文 ご意見の対応状況について

No.	ページ 番号	該当箇所	ご意見・ご質問の内容	対応方針
79	169	浜松市の事例において用いられる「第三者モニタリング」について	検討会委員の指摘であるように、浜松市の第三者モニタリングは外部機関であるものの「中立的な立場から行う」ものではありません。浜松市の第三者モニタリングは「① 管理者の体制を強化するための外部機関によるモニタリング、一方宮城県の第三者モニタリングは「② 中立的な立場から行う外部機関によるモニタリング」と例示中にも表記してはいかがでしょうか。	ご意見として承ります。
80	173	2.15.4 モニタリングの手法 (1) モニタリング手法の種類 第3段落 1行目	「業務の主要な部分」を委託した場合に、運営権者に・・・とありますが、主要な部分でなくとも、運営権者が内容を把握しなければならず、必要に応じて報告する義務は存在しているものと思われ（←地方公共団体の監督・検査（地方自治法））。別の意図がある場合には、「業務」について解説を加えていただければと思います。	モニタリングが過度に負担とならないように、最低限の考えとして記載しております。「主要な部分」以外について否定するものではありません。
81	173	(1) モニタリング手法の種類	モニタリングの頻度、定期・不定期などについての言及は必要ないか？	モニタリングの頻度は要求水準により異なるため、言及する必要は無いと考えます。
82	175	2.15.5 要求水準未達の場合の対応	「2.13 要求水準書の作成」や「2.17 契約解除」と記載をリンクすべき内容も含まれているため、各節に解説を加えても良いと思います。	ご意見として承ります。
83	175	「> モニタリング細目」の説明文	×会議体による確認（書類ごとに実施） ↓ ○書類による確認（書類ごとに実施）	修正しました。
84	180	2.16.1 災害等不可抗力発生時の対応における管理者と運営権者の役割分担 (1) 災害等の不可抗力に対する備え	不可抗力の発生時に関して、運営権者側の注意義務を中心に記述されていると思うが、管理者側全体(自治体全体)のBCPの適切さや体制確保状況が不可抗力による障害回避を左右する要因になり得ると思います（例えば指揮系統の中核である自治体庁舎が浸水想定区域内にある等）。このような管理者側の責務もしっかり盛り込んでいただきたいと思ひます。	コンセッション実施の有無に関わらず必要なことなので、ガイドラインとして記載する内容ではないと考えます。
85	196	図表 2-90 更新投資負担金を管理者が支払う場合の留意点	更新投資負担金の支払時期は実施時点における一括払いのほか、事業終了までの期間における分割払いも可能と考えます。「事業期間内（更新投資の実施時点一括又は更新投資の実施から事業終了までの残存契約期間における分割）にて支払う方法、事業終了日において一括で支払う方法等が想定される。」等、管理者の資金繰り状況に応じた多様な支払い方法が考えられることを示してはいかがでしょうか。	ご意見として承ります。
86	197	2.19.1 事業終了時における更新投資負担金の取り扱い 第1段落末尾	「事業期間終了後に運営事業が新たな運営権者に間断なく引き継がれる場合」のほか、延長オプションの実行や、再選定の結果現契約事業者がそのまま新たな運営権者として契約更新する場合、協議のうえ更新投資負担金によらず下水道利用料金から引き続き投資額を回収する方法もあり得ると思ひます。その旨補足されてはいかがでしょうか。	連続性を担保することは困難と考えますので、補足は不要と考えます。
第3章 民間収益施設併設事業及び公的不動産有効活用事業の推進について				
1	206	3.1コンセッション方式と付帯事業との関係性について	付帯事業、附帯事業、任意事業の定義について、用語集に規定するとわかりやすいと思ひます。	案件ごとに定義が異なるため記載していません。
2	212	図表3-1 事業の概要・スキーム図（浜松市） ・事業概要 ・取組の個別説明箇所（写真付）	養鰻パイロット事業は令和4年度以降事業調査を行う計画となっており、また汚泥可溶化は事業実施の検討を既に中止していることから、事業概要への記載と写真付きの個別説明（2枚とも）の削除を希望します。代わりとして、事業概要には、下水道ふれあいイベントに加え、ソーシャルビジネスの展開による地域活性化、浜松市内での国際下水道セミナーの開催など、現在実施しているものを取り上げていただくことを希望します。 ※記載内容は、浜松市上下水道部上下水道総務課と最終調整をお願いします。	修正しました。
第4章 おわりに				
1	219	最終段落	最後に、本ガイドラインの策定にあたっては、土木・法務・金融・経済等各分野の有識者委員、関係省庁、下水道関連団体等、今ある叢智を結集して、まさしく官民連携で取り組んだところである。一方で、わが国の下水道事業においては統一的なKPIが存在しない等の重要な政策的な課題もある。今後の、技術の進歩や関連法令の変更、社会情勢の変化をふまえながら、本ガイドラインについては必要な見直しを行うことは重要である。	修正しました。